

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 産業政策課

法令名	商店街振興組合法			法令の番号	昭和37年法律第141号				
手続名	組合の合併の認可			根拠条項	第73条第3項				
審査基準	<p>第73条第3項の規定による組合の合併の認可の審査基準については、第36条第1項の規定による組合の設立の認可に係る審査基準及び第62条第2項の規定による組合の定款の変更の認可の審査基準を準用する。</p> <p>ただし、商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないことを証する書類の提出は、必要ないものとする。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間 標準経由期間	30日 日	目次 NO